

瀬戸市公有地の拡大の推進に関する法律に基づく申出の面積の下限を定める規則をここに公布する。

平成24年3月22日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第3号

瀬戸市公有地の拡大の推進に関する法律に基づく申出の面積の下限を定める規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規定に基づき規則で定める規模は、瀬戸市の区域については100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。